

広島市条例第3号

令和8年2月26日

広島市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市火災予防条例の一部を改正する条例

第1条 広島市火災予防条例（昭和37年広島市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条の2中「第7条の2」の右に「、第7条の3」を加える。

第7条の2の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）には、サウナ設備の」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）には、その」に、「^{しゃ}遮断」を「遮断」に改め、同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に、「第1項第10号から第12号までを除く。）」を「第1項第1号、第10号から第13号まで及び第16号を除く。）及び第5条第1項」に改め、同条を第7条の3とし、第7条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設

けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であつて、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）には、その温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けなければならない。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

- 2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第2号から第9号まで、第15号及び第19号並びに第2項第1号から第5号までに限る。）及び第5条第1項の規定を準用する。

第37条第1項第3号中「^{かじ}鍛冶場」を「鍛冶場」に改め、同項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第56条第1項第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備（専ら自己の使用に供するために設けるものを除く。）

第56条第1項第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

第2条 広島市火災予防条例の一部を次のように改正する。

目次中「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準
「第3章の2 住宅用防災機器の
(第30条の2～第30条の6)」を

第 3 章の 3 林野火災の予防

設置及び維持に関する基準（第 30 条の 2～第 30 条の 6）に改める。
（第 30 条の 7・第 30 条の 8）」

第 26 条第 3 項中「発令」を「発表」に改める。

第 30 条第 4 号中「附近」を「付近」に改め、同条第 5 号中「吸殻」^{がら}を「吸い殻」に改め、同条第 6 号を削る。

第 3 章の 2 の次に次の 1 章を加える。

第 3 章の 3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第 30 条の 7 消防長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報（以下「林野火災注意報」という。）を発することができる。

2 林野火災注意報が発せられたときは、林野火災注意報が解除されるまでの間、本市の区域内に在る者は、第 30 条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 消防長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

4 消防長は、前項の規定により区域を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限に係る区域の指定）

第 30 条の 8 消防長は、林野火災の予防を目的とした火災に関する警

報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第30条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

2 前条第4項の規定は、前項の場合について準用する。

第57条第1号中「行為」の右に「（たき火を含む。）」を加える。

附 則

1 この条例中第1条の規定は令和8年3月31日から、第2条の規定は同年4月1日から、次項の規定は公布の日から施行する。

2 第2条の規定による改正後の広島市火災予防条例（以下「新条例」という。）第30条の7第3項及び第30条の8第1項に規定する区域の指定並びに新条例第30条の7第4項（新条例第30条の8第2項において準用する場合を含む。）に規定する公示は、これらの規定の例により、第2条の規定の施行の日前においても行うことができる。この場合において、新条例第30条の7第3項及び第30条の8第1項の規定の例により指定した区域は、同日においてこれらの規定により指定した区域とみなす。